

令和8年4月入学者対象

松浦市就学一時金募集要項

松浦市では、松浦市民であって能力又は学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な方に対して、教育の機会均等と有能な人材を育成することを目的として、就学一時金を無利子でお貸ししています。希望される方は下記のとおり出願してください。

出願期間 (休業日は除く)	第Ⅰ期募集：令和8年2月2日(月)～令和8年2月18日(水) 第Ⅱ期募集：令和8年2月19日(木)～令和8年3月31日(火)
------------------	---

1 貸与資格

学生に対して学資を調達する下記の要件をすべて備えた方

- (1) 松浦市に住所を有する方（外国人を除く）。
- (2) 学生が令和8年4月に大学（短期大学含む）、専修学校に進学予定であり、品行方正、成績優秀で健康であること。
- (3) 経済的理由により修学困難であると認められる方
- (4) 保護者等が市税（市民税・固定資産税・国民健康保険税等）を完納していること。

2 採用人員及び貸与額

学校別	採用人員	貸与額
大学・短期大学・専修学校	7人	300,000円

（注1）大学・短期大学は、学校教育法第1条に規定された学校に限ります。

（注2）専修学校は学校教育法第124条に規定された学校で、正規の修業期間が2年以上の専門課程に限ります。

（注3）高等専門学校の専攻科、大学院、各種学校、海外留学、外国人留学生は貸付け対象外です。

（注4）高等専門学校を卒業後、大学3年次編入の場合は出願可能です。

（注5）松浦市奨学金及び他の貸与型奨学金との重複貸与はできませんが、日本学生支援機構の給付型奨学金との併給は可能です。

3 貸付期間 第Ⅰ期・・・令和8年3月上旬（予定）

第Ⅱ期・・・令和8年4月下旬（予定）

4 選考及び採否決定の通知

願書等の内容を検討し、選考委員会（第Ⅰ期開催：2月下旬、第Ⅱ期開催：4月上旬）の審議を経て市長が採否を決定します。早急に貸与を希望される方は第1期募集期間中にご応募ください。なお、選考の結果は出願者に通知します。

5 返還について (1) 期間 学校卒業後から5年以内。

(2) 方法 月賦・半年賦（年2回）・年賦のいずれか。

※返済は無利子ですが、支払遅延の場合は督促手数料、遅延損害金が発生します。

6 出願手続

(1) 提出書類

	書類名	説明
①	就学一時金貸与願書	出願者（保護者）が記載してください。 ※連帯保証人2名（独立の生計を営み、奨学資金の返還について責任を負うことのできる者。1名は原則として保護者。もう1名は市内在住で25歳以上65歳未満の収入がある方または25歳以上65歳未満かつ出願者の4親等以内の者で市長が特別に認めた方）が必要です。
②	就学一時金調書	出身高校等に調書用紙を提出し、作成を依頼してください。
③	納税証明書 (完納証明)	市役所税務課または各支所に証明願を提出し、証明を受けてください。 (願書に記載した家族のうち市税の納税義務のある方全員分)。
④	学業成績(単位修得) 証明書	出身高校等に依頼してください。既定の様式はありません。
⑤	収入に関する証明書	願書に記載した家族のうち、収入のある方全員の令和7年度所得証明書(R6.1.1～R6.12.31分の収入を証する書類)を添付してください。
⑥	住民票	本籍及び続柄が記載された世帯全員が記載されたもの
⑦	同意書	令和6年(R6.1.1～R6.12.31)分の収入等の情報の調査を行うことについての同意書
⑧	大学又は専修学校等 の合格証明書	出願の際には提出不要。ただし、合格証明書が届き次第提出してください (提出できない場合は就学一時金の貸与不可)。

※納税証明書・所得証明書・住民票を取得する際には、本人確認書類が必要です。

(2) 願書提出先 松浦市教育委員会 教育総務課・福島分室・鷹島分室

7 注意事項

- (1)出願者の家庭状況を把握するため、電話等での聞き取りを実施するので必ず応対してください。
- (2)願書類に不備（押印漏れ、連絡先等の省略等）がある場合は、受理できません。

松浦市奨学金の沿革

松浦市奨学金は、旧松浦市において、中興鉱業を始めとする篤志の企業や個人の方からいただいた寄附金を元に、昭和49年に松濤奨学基金として発足しました。平成18年に旧松浦市・旧福島町・旧鷹島町が合併した際に鷹島町奨学資金と統合し、更に、旧福島町で中島徳松氏の寄附により奨学金事業を実施していた財団法人中島徳松育英会の解散に伴い、平成23年1月に同事業を引き継ぐ形で寄附をいただき、現在に至っております。なお、平成25年度には松濤奨学基金の名称を松浦市奨学基金に改めております。

問合せ先 松浦市教育委員会 教育総務課

〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地 松浦市役所3階 TEL 0956-72-1111 (内線348)